

令和3年第8回農業委員会総会会議録

令和3年第8回船橋市農業委員会総会を令和3年8月5日午後3時船橋市役所分室会議室1に招集する。

出席委員

農業委員（13人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

飯島 行雄 平野 恵昭

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第8回農業委員会総会を開催いたします。 なお、石井俊郎委員から欠席の連絡が入っております。 事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
局長	傍聴人はありません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 2番、菊池眞夫委員と、12番、豊田豊委員の両名にお願いいたします。 議案審議に入る前に、報告事項（1）を先に行います。 事務局より報告を願います。

- 局長
それでは、職員の退職及び配属についてでございます。議案書10ページをご覧ください。
7月31日付で会計年度任用職員の〇〇〇〇が退職いたしました。
また、8月1日付で会計年度任用職員の〇〇〇〇が配属されました。
皆様のお手元に事務局職員の名簿をお配りしております。後ほどご覧いただきたいと思ひます。
以上でございます。
- 議長
それでは、お配りしてございます議案書の順序に従ひ審議に入ります。
局長。
- 局長
農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。
- 議長
本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。
- 石山審査班長
それでは、今月2日、齋藤教子委員、飯島行雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。
1号議案の1につきましては、松が丘に主たる事務所を置くNPO法人が、当該地を賃借し、運営している障害者支援施設の利用者の農作業用地とするものです。
なお、当該法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定にある不許可の例外により、農地の権利取得が可能となっております。
以上、本議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われまふ。
- 議長
ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。
- 菊池委員
今の3条の1番目です。NPO法人が農地を借りるとき、農家だと認められているのかという質問です。
- 事務局
農家ではございません。あくまでも、社会福祉事業を行う法人が権利取得をする際は、面積要件にかかわらず権利取得ができるということが、先ほども申し上げました農地法施行令第2条第1項第1号のハに規定されております。よつて農家として認められるも

ではありません。

菊池委員

農業目的だと認められてないのですね、3条だけど。

議長

事務局。

事務局

3条の規定で、今申し上げました社会福祉事業などを目的とする法人は権利取得ができるとして認められておりますが、農家ではございません。

菊池委員

それはいつ改正されたのですか。NPO法人が社会的な目的だったら良いというのは。

議長

事務局。

事務局

以前より、学校法人、社会福祉法人、その他社会福祉事業などを目的とした営利を目的としない法人につきましては、権利取得が可能だと定められております。

菊池委員

勉強になりました。どうもありがとうございます。

議長

ほかにご質問、ご異議、ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

織戸審査班長

それでは、今日2日、小川晃委員、平野恵昭推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図3から4ページをご覧ください。

1号議案の2につきましては、高根町に在住の譲受人が、当該地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は、約94アールで農業従事者は2名、世帯従事日数は600日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第3条許可申請について、議案第1号の3を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤城委員は利害関係者に該当しますので退席を求め

藤城委員退室

議長 本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

織戸審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図5から6ページをご覧ください。

1号議案の3につきましては、高根町に在住の譲受人が、基盤強化法による利用集積にて利用権を設定し耕作していた当該地を売買にて取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約126アール、農業従事者は3名、世帯従事日数は560日、農機具も一式保有しております。

以上、本議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

議長

ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

藤城委員、入室をお願いします。

————— 藤城委員入室 —————

議長

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

石山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案につきましては、米ヶ崎町に在住の申請人が、当該地の隣接で開業した医療複合施設等の開設者からの要望により、来院者等の駐車場として整備し貸し出すものです。

現地は登記地目が田の畑で、隣接地は、田・宅地・道路・雑種地及び水路となっており、周囲は土留め鋼板を施工、雨水については、碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から6を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

石山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図10から12ページをご覧ください。

3号議案の1から2につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

3号議案の1から2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地9棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑及び道路となっており、周囲はコンクリートブロック及びフェンスを施工、雨水は貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書及び融資証明書で確認済みであり、信用については、現在、

違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

次に、議案書4から5ページ、地図13から15ページをご覧ください。

3号議案の3から6につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

3号議案の3から6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地12棟として転用するものです。

現地は田で、隣接地は田・雑種地及び用悪水路となっており、周囲はブロック及び擁壁を施工、雨水は貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、隣接農地所有者は譲渡人であり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を融資証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、6議案につきましては、許可相当と思われま

す。ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議、ご質問等、ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

議長

異議なしの声がありました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の7から10を上程いたします。

議長

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

織戸審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図16から18ページをご覧ください。

3号議案の7につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地10棟として転用するもので、10棟のうち7棟分が農地となっております。

現地は登記地目が田の畑で、隣接地は雑種地及び水路となっており、周囲はRC土留め、ブロック及びフェンスを施工、雨水は雨水貯留槽を設置し雨水管へ接続、汚水・雑排水は下水本管に放流することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われ
ます。

なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されて
おります。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されて
おります。

また、隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がない
ことを確認しています。

なお、申請地は農用地区域内農地でしたが、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更に基づき、令和3年2月3日付

で、農用地指定の除外がなされております。

農地の区分については、申請地が、ガス管・下水管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋市立大穴中学校とさくらクリニックの教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書5ページ、地図19から21ページをご覧ください。

3号議案の8につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地1棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、隣接農地所有者は譲渡人であり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、住宅を建築する場合に必要な金額を残高証明書及び融資証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、住宅・事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域にあることから、第3種農地と判断します。

議案書5ページ、地図22から24ページをご覧ください。

3号議案の9から10につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

3号議案の9につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地2棟として転用するものです。

3号議案の10につきましては、当該開発に伴い区域外道路として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び道路となっており、周囲はRC土留め及びブロックを施工、雨水については、雨水貯留槽を設置、汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

なお、申請地は以前駐車場として使用されており砕石が敷かれていたため、始末書が添付されております。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、4議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議、ご質問等ございますでしょうか。

高橋委員。

高橋委員

3号議案の7についてですが、地図で見ると、真ん中の土地だけが農地なのですか。両脇の土地と合わせて10棟ということですか。

織戸審査班長

はい。真ん中が農地で両脇は駐車場です。

議長

よろしいですか。

高橋委員
議長
齋藤委員
議長
小川委員
齋藤委員
小川委員
齋藤委員
議長
議長
局長
議長
石山審査班長

はい。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。

3号議案の10の道路の区域外整備ですが、10か月の使用貸借になっているのは、道路として使用貸借で整備して、市に移管するということですか。

齋藤委員の疑問は、普通だとその用地を、例えば業者が取得し一緒に道路として申請するところを、貸借になっているということは、工事が終わったあと、地主から市に寄附するのということですよ。

地主が寄付するということです。

それでは、整備はこの譲受人がやるのだけれども、この場所自体は地主の土地のまま道路整備をするということですか。

そうです。

はい、分かりました。

ほかにご質問等ございませんでしょうか、ご意見、ご異議。

（「異議なし」の声あり）

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の11から12を上程いたします。

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図25から27ページをご覧ください。

3号議案の11につきましては、市外で不動産業を営む譲受人が、当該地を使用貸借により借り受け、隣接の開発予定地で行われる埋蔵文化財調査に合わせて当該地も文化財の調査用地として一時転用するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地・畑及び山林となっております。

周囲はガードフェンスを設置するため、隣接地への被害発生のおそれはないものと思われま

す。なお、農地復元誓約書が添付されております。

また、隣接農地所有者には説明済です。

資力については、残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

次に、議案書6ページ、地図28から30ページをご覧ください。

3号議案の12につきましては、市内で建設業を営む譲受人が、車両置場がないため、本社移転予定地の隣接である当該地を取得し、車両置場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は雑種地・宅地及び登記地目が畑の宅地となっており、周囲は既存の擁壁及びブロックがあり、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接に農地はありません。

資力については、融資証明書で確認済です。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・排水管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋中央眼科と船橋整形外科の医療施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われま

す。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

議長 (「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第3号の13を上程いたします。

議長 本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

織戸審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図31から33ページをご覧ください。

3号議案の13につきましては、市内でリサイクル処理業を営む譲受人が、既存の資材置場が手狭であるため、当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、周囲は矢板を施工、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接農地所有者には説明済です。

資力については、残高証明書にて確認済です。

また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断いたします。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

議長 (「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第4号の1から2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

4号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書7ページ、地図34～35ページをご覧ください。

4号議案の1につきましては、二和西3丁目の畑、面積は198平方メートルであります。

当該地は、昭和53年に相続し、相続以前より宅地の一部として利用されており、現在に至っております。

20年以上、宅地であった旨の証明として、平成13年1月15日撮影の航空写真が添付されております。

議案書7ページ、地図36から37ページをご覧ください。

4号議案の2につきましては、高根町の畑、面積は56平方メートルであります。

当該地は、平成11年に相続し、相続以前より宅地の一部として利用されており、現在に至っております。

20年以上、宅地であった旨の証明として、平成13年1月15日撮影の航空写真が添付されております。

以上、2議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われれます。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可は要しないと決しました。

局長。

局長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第5号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第5号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は8ページです。

本件につきましては、鎌ヶ谷市に在住していた農業従事者が令和3年3月9日に死亡したことにより、当該土地所有者から、耕作地2筆、計4,796平方メートルの内、生産緑地の指定を受けている藤原の畑1筆、4,770平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく、農業の主たる従事者であると思われまます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

議長 「異議なし」の声あり

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することに決しました。

局長。

局長 令和3年度第5次農用地利用集積計画について、議案第6号の1を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。

_____ 小川委員退室 _____

議長 それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

- 事務局 議案第6号の1につきまして、議案書は9ページです。
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。
- 議案第6号の1は、夏見町2丁目の畑1筆、1,199平方メートルに使用貸借による権利3年を新規に設定するものです。
- 事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。
- 以上です。
- 議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、令和3年度第5次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって、承認することに決しました。
- 小川委員、入室をお願いします。
- 小川委員入室 —————
- 議長 局長。
- 局長 令和3年度第5次農用地利用集積計画について、議案第6号の2から3を上程いたします。
- 議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。
- 事務局 では、引き続き説明いたします。
- 議案第6号の2から3につきまして、議案書は9ページです。
- まず2は、八木が谷2丁目の畑5筆、計9,224平方メートルに賃借権9か月、3は、豊富町の畑3筆、計5,821平方メートル

ルに賃借権3年をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 2番ですが、賃借権の9か月というのは、どうして9か月なのでしょう。

議長 事務局。

事務局 もともとこちらの契約が令和2年12月末で終了する予定で、終了して次の借手に変更する予定だったのですが、どうしても作付の関係で時期がずれ込んでしまったので、そのずれ込んで使っていた9か月分のみ契約を更新して、この契約が終われば、また次の借手と契約する旨を確認しております。

齋藤委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和3年度第5次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

局長。

局長 令和4年度船橋市の農地等利用最適化推進施策に関する意見について、議案第7号を上程いたします。

- 議長 本議案につきましては、令和3年第5回総会において、農政小委員会に付託した案件でございます。藤城農政小委員長の報告を求めます。
- 農政小委員長 本件につきましては、まず、5月11日に農政小委員会を開催し、農地利用最適化推進委員に意見を求めることとしました。また、各関係団体に対して文書で意見の照会を行い、続いて6月7日、農地利用最適化推進委員連絡協議会にて、推進委員による意見書の項目の検討が行われました。その後、7月7日に推進委員と農政小委員で合同会議を開催し、素案を検討し、本日の総会前、農政小委員会において意見書の案を取りまとめました。
- 事務局 この意見書の案をお手元にお配りしておりますので、事務局から説明をお願いします。
- それでは、お手元にお配りしております、こちら、令和4年度船橋市農地等利用最適化推進施策に関する意見（案）をご覧ください。初めて見られる方もいらっしゃると思いますので、私のほうで中身を読み上げさせていただきます。
- では、1番、担い手への農地の利用集積・集約化。（1）関係機関との連携強化及び農地情報の共有化。担い手の高齢化や後継者不足、相続の発生等により、営農が困難になり農地が耕作されない状態が続くと、遊休農地化が進行してまいります。このような状況を防ぐためにも、貸付希望のある農地を確実に担い手に集約化するため、関係機関との連携を一層強化し、貸借の移行を含む農地の情報を共有できる取組の実施をお願いいたします。
- （2）担い手の農地確保の支援。担い手の経営規模の拡大を支援するため、希望条件に合った農地を確実に確保できるよう、貸付希望農地のあっせんに対する支援をお願いいたします。
- 続いて2番、新たな農業経営を営もうとする者の参入の促進。（1）船橋市の農業の魅力を幅広くPR。船橋市の農業に希望を持ち地域に定着する新規就農者を確保するため、引き続き船橋の農業の魅力について幅広くPRを行い、農業に対するイメージアップを図っていただくようお願いいたします。
- （2）親元就農者も含めた新規就農者に対する支援策の拡充の検討。農業の後継者担い手対策として、就農しやすい環境を整えるために、親元就農者も含めた新規就農者に対する支援策を拡充していただくようお願いいたします。
- 3番、遊休農地に関する取組について。（1）担い手の育成や将来の担い手となる新規就農者の確保。担い手の育成や将来の担い

手となる新規就農者の確保を図り、その担い手に農地を集積・集約化することで、耕作放棄・遊休化を抑制し、優良な農地が保全できるよう取組をお願いいたします。

(2) 遊休農地の再生作業に係る支援策の周知。遊休農地を借り受ける認定農業者等に対して、その整備に要する費用の一部を補助する事業を実施していただいております。地域の担い手が遊休農地の発生防止と解消に取り組むことが容易にできるよう、この事業をより一層周知していただくようお願いいたします。

続きまして、4番、その他の(1)農業の経営の安定化、担い手の育成に対する支援。①農業経営の安定化については、各種補助事業や利子補給事業等で支援いただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されることから、今後も農業者が安定した生活を確保できるよう、引き続き施設整備や農業資機材の購入など、支援の充実に取り組んでいただけるようお願いいたします。

②スマート農業の導入は、作業負担の軽減・効率化につながり、農業従事者の減少や高齢化への対応だけでなく、経営規模の拡大や意欲ある若い担い手の確保にもつながります。関係機関等と連携した支援の検討をお願いいたします。

③農業後継者が将来に希望を持ち、安心して農業経営に取り組めるよう、農作業の効率化に向けた知識や技術習得の場の提供。農業経営規模の拡大への情報提供、農作物の高付加価値化や6次産業化、販路拡大の推進など、農業所得の向上に向けた施策の検討をお願いいたします。

(2) 食育に関する取組。①食育に関する取組として、学校給食の献立に船橋産の農産物が積極的に使用されております。今後もより多くの船橋産の農産物が使用されるよう、この取組を継続していただくようお願いいたします。

②直売所マップやMOREベジ等を通じた船橋産農産物や直売所の周知は、地産地消の促進をするとともに、市民に船橋市の農業及び農地に対する理解を深めてもらうために有益な取組だと考えられます。引き続き積極的なPR活動を実施していただきますようお願いいたします。

(3) 番、周辺住民との調和。①農作業の体験を通じて農業に対する理解やイメージアップを図れるよう、市民が農作業を体験できる農園の拡充及びその支援に取り組まれるようお願いいたします。

②隣接地の開発に伴う日照不足や苦情の増加等、営農環境が悪化し、農業経営の継続が困難になっております。生産緑地や市街化区域内の農地においても、農作業に関する周辺住民の理解・協力や、営農が継続できるような保守計画に配慮してもらえるよう働きかけをお願いいたします。

(4) 番、各種制度の情報発信及び周知の拡充。今後の船越市の農地の利用最適化を推進するためには、新規就農者や後継者等、担い手を確保・育成し、農地を集積・集約化する必要があります。そのために必要な各種支援制度等について広く情報を発信し周知していただくようお願いいたします。例、認定農業者制度、遊休農地再生事業に係る補助金、都市農地貸借法。

これが、本日、農政小委員会で最終的に取りまとめた意見でございます。

農政小委員長
議長

報告は以上です。

ただいまの報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。ご意見がないようでしたら、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度船橋市農地等利用最適化推進施策に関する意見とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって本案を意見とすることに決しました。

この意見書につきましては、後日、直接市長にお渡しする予定でございます。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

それでは、報告事項の(2)から報告させていただきます。

農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書11ページに記載のとおり、3件の届出を受理いたしました。

なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項(3)農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書12ページから16ページに記載のとおり、6月中に27件の届出を受理いたしました。

報告事項(4)農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書17ページから21ページに記載のとおり、6月中に25件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項(2)から(4)の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理

書を交付いたしました。

報告事項（５）農地法第１８条第６項の規定による通知について、議案書２２ページに記載のとおり、１件の通知がありました。

報告事項（６）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書２３ページに記載のとおり、３件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（７）農地の転用事実に関する照会について、議案書２４ページに記載のとおり、１件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（８）農地所有適格法人報告について、議案書２４ページに記載のとおり報告書の提出がありました。事務局にて内容を精査したところ、農地所有適格法人の要件を満たしておりましたので報告いたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農委だより編集副委員長より連絡事項がございます。

_____ 連絡事項 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

(午後４時１３分)

引き続き、クラブ幹事長より連絡事項がございます。

クラブ幹事長

_____ 連絡事項 _____

議長は、午後４時１４分第８回農業委員会総会の閉会を宣言した。